

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和8年4月22日答申分

## ○答申の概要

|                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係               | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの    | 0件 |

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2500232 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2600002 号

## 第 1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を令和4年8月10日は40万円、同年12月20日は70万円、令和5年8月10日は50万円に訂正することが必要である。

令和4年8月10日、同年12月20日及び令和5年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年8月10日、同年12月20日及び令和5年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和4年8月9日、同年12月19日及び令和5年8月9日の標準賞与額の記録を取り消すことが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和4年8月9日  
② 令和4年8月10日  
③ 令和4年12月19日  
④ 令和4年12月20日  
⑤ 令和5年8月9日  
⑥ 令和5年8月10日

A社における請求期間①、③及び⑤の賞与が、保険給付の対象とならない記録とされているが、実際には、請求期間②、④及び⑥に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間①、③及び⑤の賞与の記録を取り消し、正しい賞与支払年月日で保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求期間②、④及び⑥について、A社が提出した請求者の賃金台帳（令和4年度及び令和5年度）及び給与所得に対する源泉徴収簿（令和4年分及び令和5年分）、請求者が提出した預金通帳の写し並びに同社の経理及び社会保険事務担当者の陳述から、請求者は、同社から請求期間②は40万円、請求期間④は70万円、請求期間⑥は50万円の賞与を支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与支払年月日を請求期間②は令和4年8月9日、請求期間④は令和4年12月19日、請求期間⑥は令和5年8月9日として、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保

険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②、④及び⑥の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①、③及び⑤について、オンライン記録によると、請求者のA社における標準賞与額（請求期間①は40万円、請求期間③は70万円、請求期間⑤は50万円）が厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されていることが確認できる。

しかしながら、請求者が提出した預金通帳の写しによると、令和4年8月の賞与は同年8月10日、令和4年12月の賞与は同年12月20日、令和5年8月の賞与は同年8月10日にそれぞれ振り込まれていることが確認できる一方、請求期間①、③及び⑤において賞与が振り込まれていることは確認できず、A社の経理及び社会保険事務担当者は、賞与の支払方法は口座振込のみであり、請求者の口座に賞与が入金された日が賞与支払年月日であるが、同社の口座から請求期間②、④及び⑥の賞与に係る資金の引き落としがあった日を誤って賞与支払年月日として賞与支払届を提出した旨陳述している。

したがって、請求者は、請求期間①、③及び⑤において、A社から賞与を支給されていなかったことが認められることから、請求者の当該期間の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。